

香川県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月7日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第7号

香川県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則

香川県港湾管理条例施行規則（昭和31年香川県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(駐車することができる自動車)</p> <p>第8条の3 高松港港湾施設の駐車場に駐車することができる自動車は、<u>次の各号に掲げる駐車場の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>旅客施設の駐車場 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車（同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車で、側車付きでないものを除く。次号において同じ。）で、車体（積載物又は取付物を含む。以下同じ。）の大きさが長さ5メートル以下、幅2メートル以下、高さ2メートル以下のもの</u></p> <p>(2) <u>港湾環境整備施設の第1駐車場、第2駐車場及びキャスルプロムナード駐車場 道路交通法第2条第1項第9号に規定する自動車で、車体の大きさが長さ5メートル以下、幅2メートル以下、高さ2.3メートル以下のもの</u></p> <p>(3) <u>港湾環境整備施設の第3駐車場 道路交通法第3条に規定する大型自動車、中型自動車及び準中型自動車（車両総重量が5,000キログラム以上のものに限る。）で、車体の大きさが長さ12メートル以下、幅2.5メートル以下のもの</u></p>	<p>(駐車することができる自動車)</p> <p>第8条の3 高松港港湾施設の<u>旅客施設の</u>駐車場に駐車することができる自動車は、<u>道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車で、車体（積載物又は取付物を含む。以下同じ。）の大きさが長さ5メートル以下、幅2メートル以下、高さ2メートル以下のものとする。</u></p> <p>2 <u>高松港港湾施設の港湾環境整備施設の第1駐車場、第2駐車場又はキャスルプロムナード駐車場に駐車することができる自動車は、道路交通法第3条に規定する普通自動車で、車体の大きさが長さ5メートル以下、幅2メートル以下、高さ2.3メートル以下のものとする。</u></p> <p>3 <u>高松港港湾施設の港湾環境整備施設の第3駐車場に駐車することができる自動車は、道路交通法第3条に規定する大型自動車又は中型自動車で、車体の大きさが長さ12メートル以下、幅2.5メートル以下のものとする。</u></p>

附 則

この規則は、平成29年3月12日から施行する。